**第十条**

一般規則第百四十条を次のように改める。

**第百四十条**　大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の審査

1　万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。

いずれかの加盟国が国際事務局に議案を送付した場合には、同事務局は、検討のため全ての加盟国に当該議案を送付する。加盟国は、議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、四十五日の期間を与えられる。修正は、認められない。この四十五日の期間が満了した後、同事務局は、受領した全ての意見を加盟国に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう各加盟国に要請する。四十五日の期間内に賛否を通告しない加盟国は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

2　議案がいずれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国のみが、1の手続に参加することができる。

**第十一条**

一般規則第百四十二条を次のように改める。

**第百四十二条**　郵便業務理事会による施行規則の改正

1　施行規則を改正する議案は、郵便業務理事会が取り扱う。

2　施行規則を改正する議案の提出には、少なくとも他の一の加盟国による支持を必要とする。

3　削除

**第十二条**

一般規則第百四十五条を次のように改める。

**第百四十五条**　連合の経費の決定

1　連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千十七年から二千二十年までの各年につき三千七百二十三万五千スイス・フランを超過してはならない。二千二十年に予定される大会議が延期される場合には、この年次経費の最高限度額は、同年より後の各年についても等しく適用される。

2　次回の大会議の開催に係る経費（事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等）は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3　管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当（勤務地手当を含む。）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4　管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5　1の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかった修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6　1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

**第十三条**

一般規則第百四十六条を次のように改める。

**第百四十六条**　加盟国の分担金に関する規則

1　連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

2　加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年六パーセントの割合の利子が生ずる。

3　加盟国が連合に対して負う分担金（未払分につき生ずる利子は含まない。）の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

4　法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、その滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。

5　連合に対して負う分担金の滞納については、例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。

6　管理理事会は、例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

7　加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

8　3から7までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

9　国際事務局は、請求書をその支払期日の遅くとも三箇月前に加盟国に送付する。請求書の原本は、関係する加盟国が通報する正確な所在地宛てに送付される。請求書の電子的な写しは、事前の通報又は注意の喚起として電子メールにより送付される。

10　国際事務局は、また、特定の請求書に係る延滞利子を加盟国に課するごとに、当該加盟国がその利子がいずれの請求に対応するものであるかを容易に識別できるよう、明確な情報を提供する。

**第十四条**

一般規則第百四十九条を次のように改める。

**第百四十九条**　自動的制裁

1　第百四十六条3に規定する譲渡を行うことができない加盟国であって、国際事務局が提案した同条4の規定に基づく償還計画の提出に同意せず、又は償還計画を実施しないものは、大会議並びに管理理事会及び郵便業務理事会の会合における投票権を自動的に失うものとし、当該各理事会の理事国となる資格も失う。

2　連合に対して負う分担金の滞納に関し、関係する加盟国が、未払の元金及び利子全額を支払ったとき、又は滞納分の償還計画を提出することにつき連合と合意したときは、自動的制裁は、当然かつ直ちに解除される。

**第十五条**　この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千十八年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十六年十月六日にイスタンブールで作成した。

総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三